

ケアプランセンター シャトー・リラ 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人順明会が開設する指定居宅事業所ケアプランセンターシャトー・リラ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状態やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 ケアプランセンター シャトー・リラ
- （2）所在地 愛知県豊川市萩町上近久88番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- （2）介護支援専門員 5名（常勤 管理者と兼務1名、常勤専従2名、常勤兼務1名、非常勤専従1名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

- （3）介護支援専門員は1人当たりの担当者数を45名未満とし、質の高いサービスが提供できるようにする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、5月3日から5月5日、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日を除く。

※社内規程によって変動する。

- （2）営業時間 午前9時から午後6時までとする。

- （3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法、及び内容は、次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- （1）利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- （2）使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン方式
- （3）サービス担当者会議の開催場所 利用者の居宅

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1ヶ月1回

(5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当り100円を徴収する。また、その費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、豊川市とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制と環境を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目標とした会議の開催
包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加

他の法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会を実施

- 2 職場環境の改善に向けた取り組み、ハラスメント対策の強化

事業者は、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ適当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

- 3 高齢者虐待防止のための措置

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、結果について従業者に周知徹底を図る。

虐待防止のための指針を整備する。

従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。

上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 4 身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 5 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 6 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人順明会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年1月15日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日に改定する。（※平成18年度介護報酬改定により）

この規程は、平成19年2月1日に改定する。（※介護支援専門員の増員により）

この規程は、平成20年1月15日に改定する。（※市町村合併により）

この規程は、平成20年4月1日に改定する。（※職員配置変更により）

この規程は、平成21年4月1日に改定する。（※平成21年度介護報酬改定により）

この規程は、平成22年2月1日に改定する。（※小坂井町合併により）

この規程は、平成22年7月1日に改定する。（※特定事業所加算Ⅱ算定、介護支援専門員増員により）

この規程は、平成25年4月1日に改定する。（※介護支援専門員増員により）

この規程は、平成25年5月1日に改定する。（※介護支援専門員減員により）

この規程は、平成26年4月1日に改定する。（※介護支援専門員増員により）

この規程は、平成26年8月1日に改定する。（※特定事業所加算Ⅱ終了、介護支援専門員減員により）

この規程は、平成30年2月1日に改定する。（※常勤職員の勤務形態の変更により）

この規程は、平成30年4月1日に改定する。（※常勤兼務職員の増員、非常勤専従職員の減員により）

この規程は、平成30年11月1日に改定する。（※常勤専従職員の増員により）

この規程は、平成31年1月1日に改定する。（※常勤兼務職員の減員により）

この規程は、平成31年4月1日に改定する。（※常勤兼務職員の増員により）

この規程は、令和3年4月1日に改定する。（※特定事業所加算A算定、令和3年度介護報酬改定により）

この規程は、令和6年5月1日に改定する。（※常勤専従職員の増員、特定事業所加算Ⅲ算定、令和6年度介護報酬改定により）